

WestlawJapan 法令あらまし

◎ 協会けんぽに対する財政支援措置を2年間延長、また、業務上の負傷等について健康保険・労災保険の両方が適用されない場合、原則健康保険の対象に

【法令名】

健康保険法等の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成25年5月31日 号外第112号 16ページ
【法令番号】	平成25年5月31日 法律第26号
【管轄省庁】	厚生労働省
【施行期日】	公布の日〔平成25年5月31日〕から施行 * 第1条中健康保険法第1条の改正規定、同法第53条の次に1条を加える改正規定及び同法第55条第1項の改正規定、第2条中船員保険法第1条の改正規定並びに附則第3条の規定（下記【健康保険法改正関係】の1関係） 平成25年10月1日から施行
【法令のあらまし】	<p>【健康保険法の一部改正関係】</p> <p>1 健康保険の保険給付に関する事項〔平成25年10月1日〕 健康保険の被保険者又は被扶養者の業務上の負傷等について、労働者災害補償保険の給付対象とならない場合は、法人の役員としての業務を除き、健康保険の給付対象とする。（健康保険法第1条及び第53条の2関係）</p> <p>2 厚生労働大臣の権限に係る事務の全国健康保険協会（以下「協会」という。）への委任に関する事項 厚生労働大臣の事業主に対する命令並びに質問及び検査を行う権限に係る事務を協会に委任する。 （健康保険法第204条の7及び第204条の8関係）</p> <p>3 国庫補助の特例に関する事項 協会が管掌する健康保険の事業の執行に要する費用のうち、被保険者の療養の給付等に要する費用の額に対する国庫補助率について、平成25年度及び平成26年度においては、1,000分の164とする。（健康保険法附則第5条の3関係）</p> <p>4 準備金の特例に関する事項 協会の準備金について、平成25年度及び平成26年度においては、積み立てることを要しないこととする。 （健康保険法附則第8条の5関係）</p>

	<p>【船員保険法の一部改正関係】</p> <p>厚生労働大臣の船舶所有者に対する命令並びに質問及び検査の権限に係る事務を協会に委任する。 (船員保険法第153条の6の2及び第153条の6の3関係)</p> <p>【高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正関係】</p> <p>平成25年度及び平成26年度の各年度の被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の算定において、その額の3分の1を被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とする。これに伴い、前期高齢者納付金等の額の算定について所要の規定を設ける。(高齢者の医療の確保に関する法律附則第13条の5の2から第13条の5の5まで、附則第14条の5及び第14条の6関係)</p> <p>【国民健康保険法の一部改正関係】</p> <p>平成25年度及び平成26年度において、組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金等の納付に要する費用に対する国庫補助割合については、健康保険法による健康保険事業に要する費用に対する国の補助の割合及び組合の財政力を勘案し、政令で定めるものとする。(国民健康保険法附則第22条の2関係)</p> <p>【健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正関係】</p> <p>都道府県単位保険料率の調整を行う期限を、平成32年3月31日までの間に延長する。 (健康保険法等の一部を改正する法律附則第31条関係)</p> <p>【検討】</p> <p>政府は、協会が管掌する健康保険に対する国庫補助率について、協会が管掌する健康保険の財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討の状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、平成26年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとした。(附則第2条関係)</p>
<p>【改正される法令】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号） ・ 船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号） ・ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）

WestlawJapan 法令あらまし

- ・ 国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）
- ・ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）
- ・ 公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 62 号）